

日本におけるブラジル人コミュニティ、ブラジルにおける日系コミュニティ及び日系企業の現状と法律問題

1 リーマンショックのブラジル人コミュニティへの影響

(1) 2008年は、ブラジル日本移民100周年の年であるとともに、1988年ころに始まるブラジル人の日本への移住から20周年にあたる年でもあった。他方、2008年は、サブプライムローン問題が拡大し、同年9月のリーマン・ブラザーズの破綻を契機とした世界的な金融危機と不況が起こった年でもあった。日本に在住するブラジル人は、その多くが派遣会社を通じて製造業の工場労働に従事する間接雇用の労働者であったことから、真っ先にこの不況の影響を受け、派遣切りや雇い止めにより職を失った。日本政府は、2009年4月、帰国支援事業として、厳しい再就職環境のもと再就職を断念したブラジル人の帰国の支援に1人30万円の補助金を提示し、多くのブラジル人に、帰国してブラジルでやり直すことを促し、決意させた。2008年末に31万2582人だった在日ブラジル人の外国人登録者数は、2009年末には、26万7456人へと減少した。日本国籍を有する日系1世や、外国人登録を残したまま帰国した者を含めると、実際の減少数はより大きい。

(2) この20年間、拡大を続けていたブラジル人コミュニティでは、ブラジル人を対象とするサービス分野が成長してきた。ブラジル製品を専門に販売する小売店は、リーマンショック前には日本全国で300軒余りを数えた。その他、食品・雑貨などの輸入業者、学校、旅行会社、自動車運転教習所、自動車販売店、レストラン、軽食店、パン屋、美容院、ナイトクラブ、サンバやカポエイラ、ブラジリアン柔術、カラテなどの文化・スポーツ活動、さらには福音主義教会やカトリック教会などの宗教施設の拠点も数多く設立された。

2008年10月から2010年12月にかけて、日本におけるブラジル人コミュニティを対象とするビジネスは約半分の規模に縮小し、多数が倒産・廃業した。現在なお生き残っている事業

者も投資額や従業員数を減らすことを余儀なくされている。

(3) 2010年末には多少の回復の兆しも見られたが、見通しを明るくするほどのものではなかった。ブラジル人コミュニティの企業家で日本に残って事業を継続しようと意図している者は、例えば日本人顧客を対象に加えるなど新たな工夫を始めている。いずれにしても、コミュニティにとっては、大変に困難な時期であり、この状況をどう乗り切っていくかが重要な問題となっている。

2 最近の日本におけるブラジル人コミュニティの法律問題

いずれも、リーマンショック後の不況の影響を受けたものが多い。

(1) 家事関係

離婚問題は法律相談の約50%を占めており、家計の経済的破綻や失業を契機とするものが多い。裁判離婚の多くは日本の裁判所で試みられている。養育費については、当事者同士が協議による合意に達することは稀で、扶養義務者のブラジル帰国により養育費請求が困難になることも多い。未成年の子の監護権を巡っての紛争も深刻で、当事者の一方が他の当事者への相談や許可なく未成年の子を連れてブラジルに帰国する権利があると誤解し、他の当事者が子どもと会えなくなる状況を生じることがある。夫婦の一方が日系人でない場合、在留資格の問題を生じる。非日系の当事者の多くは、婚姻と関連付けられた「日本人の配偶者等」の資格で在留しているため、在留資格を失い帰国せざるを得ないなど、酷な状況を生じるケースがある。

(2) 労働関係

就業条件を巡る労働問題は依然として多いが、求人が減少して新たな働き口を探すことが困難になっていることもあります。使用者に対する訴訟は減少傾向にある。有期雇用契約を中途で解除されるケース、契約更新時に条件を切り下げるケース、セクハラや暴力など深刻な権利侵

害が生じているケースも見られる。他方、リーマンショック後の傾向として、従前は、給与からの控除項目が増えることを嫌がって避ける傾向もあった社会保険への加入を、ブラジル人労働者の側から進んで求めていることが増えている。また、消費生活についても、長時間の残業がなくなったことに対応して減少する給与に合わせて生活水準を順応させる様子が見られるようになっている。これらの結果、労働関連の訴訟事件の多くは、労災事故に関するものとなっている。悪質な労災隠しきそ減少しているものの、依然として、労働者に対する賠償責任を十分に果たさない企業も多い。

(3)交通事故

交通事故及び保険金を巡る保険会社との交渉は、日本人にとっても内容が複雑で理解が困難なことが多いが、日本語を母語としないブラジル人にとっては、なおさら困難な問題がある。ブラジルでは、自動車保険の多くは、破損や盜難から資産(自動車)を保護する目的のものであり、人身傷害は極めて少額の強制保険まかせのことが多い。このような習慣的背景から、日本に在住するブラジル人も任意保険の加入率が低い傾向にあり、加害事故の当事者となった場合に十分な補償ができないことがある。

(4)債務問題

リーマンショック以前には、ローンを組んで家を建築・購入する者も多かったが、リーマンショック後の失業や収入の大幅な低下により住宅ローンの支払いが困難になるケースが続出している。リスケジュールによる解決も難しく、自己破産を選んだり、支払いができないままに抵当権を実行され、ブラジルに帰国するケースもある。

(5)求められる法的サービス

以上のような日本に在住するブラジル人の法律問題に対しては、各地に対応する弁護士や弁護士グループ、弁護士会の動きはあるものの、いまだ十分な法的アクセスが確保されていると

はいえず、法テラスや各地の国際交流協会との連携や支援弁護士のネットワークづくりが望まれるところである。

3 在ブラジルの日系コミュニティ、日系企業の現状と法律問題

(1) 日系コミュニティにおいては、リーマンショック後の不況により帰国を余儀なくされた多数の日系人が現地でも生活に困窮する状況がある。もっとも、帰国者を狙う犯罪の発生などから、日本からの帰国者は、日本から帰国したことやその後の状況を明らかにしないことが多く、帰国者の現状を把握することは、一般には困難である。避けて通れないのは、子どもの教育の問題であり、帰国前の困難な状況の中で日本で不就学状態にあった児童・生徒も多く、帰国子女の学力低下と現地の学校への適応が課題となっている。日本のブラジル就労者子弟の現地学校への編入援助プログラム、カエルプロジェクトなどによる支援が行われている。

他方、日本企業で働いていたブラジル帰国者が語学力や日本の技術・習慣を持ち帰って、ブラジルの日系企業に就職するケースも見受けられるようになっている。

(2) ブラジルには、以前より多数の日系企業が展開しているが、2014年のワールドカップ、2016年のオリンピック開催が決まり、世界的に対伯投資が注目され拡大する中で、新たにブラジルに進出する日系企業も増えている。

ブラジルには日系コミュニティの基盤があり、多数の日系法曹が活躍するなど、中小企業の進出を容易にする基盤が整備されている。日本以外の多くの国では、ブラジルに進出するに際して、自国の弁護士を連れていくことがむしろ一般的であるが、日本企業ではそのようなことは珍しい。ブラジルの法曹と人的つながりがある日本の弁護士が、日本企業のブラジル進出のサポートをするような状況が望まれる。そのためには、日伯間の法曹の交流の一層の拡大が期待される。